

お客さま各位

札幌中央信用組合

預金規定の電子化ならびに民法改正等を踏まえた改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当組合では使用量削減による環境配慮への取組みとして、下記のとおり預金規定を電子化して当組合ホームページに掲載することといたしました。本対応により、ホームページで最新の預金規定をご確認いただけるようになりますので、当組合窓口等での預金規定の配布は終了させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、令和2年4月施行の「改正民法」および金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、各預金規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら、当組合窓口にお問い合わせください。

記

1. 預金規定の電子化

(1) 電子化する預金規定

- ① 普通預金規定（無利息型を含む）
- ② 総合口座取引規定
- ③ 貯蓄預金規定
- ④ 納税準備預金規定
- ⑤ 当座勘定規定
- ⑥ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ⑦ 通知預金規定
- ⑧ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ⑨ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ⑩ 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑪ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ⑫ 期日指定定期預金規定
- ⑬ 自動継続期日指定定期預金規定
- ⑭ 定期積金規定

(2) 開始日 令和2年4月1日（水）

2. 預金規定の改定

(1) 主な改定内容（条項番号は規定により異なります）

イ. 「成年後見人等の届出」条項の新設（「普通預金規定」抜粋）

8.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ロ. 「取引等の制限」条項の新設（「普通預金規定」抜粋）

11.（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

ハ. 「規定の変更」条項の新設（「普通預金規定」抜粋）

25.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

ニ. 定期預金の「利息」・「預金の解約、書替継続」条項の一部変更

（「期日指定定期預金規定」抜粋）

改定前	改定後
<p>3.（利息）</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を解約する場合および第5条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p>	<p>3.（利息）</p> <p>(3) <u>この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p>
<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。</u></p>	<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) <u>この預金は、<u>当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。</u></p>

(2) 改定日 令和2年4月1日（水）

以上